

平成19年 2月22日

各 位

会社名	ターボリナックス株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長兼CEO 矢野 広一 (大証HC コード番号3777)
問い合わせ先	取締役財務統括兼CFO 岡田 光信
電話番号	03-5766-1892 (URL http://www.turbolinux.co.jp)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成19年2月22日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせ致します。

・資金調達の必要性及び当社の経営戦略

当社グループは、情報社会の基盤とも言い得るオペレーティング・システム(以下「OS」という。)を機軸に事業を展開しております。平成16年12月期に至るまでの当社は、LinuxOS製品の開発及び販売を主としており、クライアント向け製品での一定のシェアを維持しつつ、クライアント向け製品と比べ大きな市場規模が見込めるサーバー向け製品についても資源を投入してまいりました。そのような中において、当社は平成16年12月期に損益分岐点となる売上高を確保し、当期純利益を計上するに至りました。

平成17年9月に大阪証券取引所ヘラクレスへの上場を果たしてから後は、LinuxOSのみに留まらず、アプリケーションやハードウェアと近接した領域に進出していくことを当社の経営戦略としております。こうした領域は、付加価値の高いソリューションを提供できる場であり、なおかつ当社のOSベンダーとしての優位性が十分に発揮できる場であることから、当社の今後の成長の原動力となるものと考えております。

このような成長戦略を具現化する一環として、当社は平成18年12月期より「単体ではマルチメディアプレイヤー、接続すれば自分専用のPCに1台で何役もこなす、手のひらサイズのパソコン」をキャッチフレーズとした「wizpy」(ウィズピー)の開発を進めてまいりました。当社はこのような新たな切り口により、クライアント向け製品市場において既存の競合するOSの影響が及びにくく、なおかつ当社にとって有利なマーケットの創出を可能とする製品として「wizpy」の開発に注力してまいりました。そしてこの度、本年2月23日より初回の出荷を開始し、3月9日より本格的な販売を開始する運びとなりました。今回の資金調達の手取金は、新規事業である「wizpy」の本格的な製造、販売開始のための運転資金に充当する予定であります。「wizpy」は当社が従来扱ってきたソフトウェアの販売と比較し、ハードウェア製造のための部材調達等の費用の発生から売上による資金回収までの資金サイクルが長くなることから、受注に応じた柔軟な製品の供給のためにも運転資金が必要となります。今回の資金調達によって、「wizpy」のより円滑な市場への浸透が可能になると考えております。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・本資金調達手段を選択した理由

当社は今回の資金調達に際し、間接金融・直接金融を問わず、多様な資金調達手段を検討した結果、以下の理由から本資金調達手段を選択いたしました。

- ・無利息による社債発行であり資金調達コストを抑えることができること
- ・ハードウェア製造という新規事業の性格と当社の財務基盤を考慮するとエクイティ性の資金調達がふさわしく、本新株予約権付社債の転換価額が毎月時価を基準に修正されるという商品性により早期の自己資本の増強が期待できること
- ・割当先証券会社である日興シティグループ証券の持つ顧客基盤を最大限活用することで、株価への影響に配慮しつつ本新株予約権付社債の転換が円滑に行われ、当社の財務基盤の強化を図ることができること
- ・株価が大きく変動した場合であっても当社の裁量で繰上償還が可能であるため、当社株式の過度の希薄化を回避することができること

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 社債の名称 | ターボリナックス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社債の総額 | 金10億円 |
| 3. 各社債の金額 | 金5,000万円の1種 |
| 4. 社債券の発行とその形式 | 本社債につき新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。)を発行するものとし、本社債券の形式は無記名式に限り、記名式にすることを請求することはできない。
なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 6. 払込金額 | 額面100円につき金100円 |
| 7. 償還金額 | 額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。 |
| 8. 社債の払込期日および新株予約権の割当日 | 平成19年3月9日(金) |
| 9. 物上担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 10. 社債管理者の不設置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。 |
| 11. 償還の方法および期限 | (1)本社債は、平成21年3月9日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。 |

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還する。
- 平成19年3月10日から平成20年3月9日までの期間については金100円
平成20年3月10日から平成21年3月8日までの期間については金100円
- (3) 当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上60日以内の事前通知を平成19年3月9日以降に行った上で、償還日において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を平成19年3月10日以降に行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第19項記載の償還金支払場所に提出することにより、償還日において保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
- (5) 前3号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第12項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(7)号に定める転換価額で除して得られる数とする。ただし、1株未満の端数が生じた場合は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成19年3月10日から平成21年3月8日(第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより、平成21年3月9日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。転換価額は、当初、平成19年3月1日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に1.05を乗じて算出される金額とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される金額が144,500円を下回る場合は、当初の転換価額は144,500円とする。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(14)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、初回は平成19年3月30日、それ以降は、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(10)号乃至第(14)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が本項第(7)号記載のとおり決定される当初の転換価額の50%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(10)号乃至第(14)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が本項第(7)号記載のとおり決定される当初の転換価額の150%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(10)号乃至第(14)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(10) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(11)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(11) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(12)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(12)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期日末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(12) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(13) 本項第(11)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(14)本項第(9)号乃至第(13)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(15)本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(16)本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債には消滅する。

(17)株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(18)本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

13. 担保提供制限

(1)当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(2)本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第7条の規定に準じて公告するものとする。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

(1)当社が第11項の規定に違背したとき。

(2)当社が第13項第(1)号の規定に違背したとき。

(3)当社が、前2号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。

(4)当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5)当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6)当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7)当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (8)当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
15. 社債券の喪失等
- (1)本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告のし、その失権の効力を生ずる旨の裁判(除権決定)の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2)本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
16. 代り新株予約権付社債券の交付の費用
- 代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を代り新株予約権付社債券の被交付者から徴収する。
17. 社債権者に通知する場合の公告
- 本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
18. 社債権者集会に関する事項
- (1)本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2)本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3)本社債総額(償還済の額を除く)の10分の1以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債券を当社に提示したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本号の本社債総額に算入しない。
19. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
- ターボリナックス株式会社 経営企画管理本部
20. 行使請求受付場所
- 株主名簿管理人事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記第12項第(7)号記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
22. 募集の方法
- 第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。
23. 申込期間
- 平成19年3月9日(金)
24. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額994百万円については、「wizpy」の本格的な製造、販売開始のための運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による今期業績予想の変更はありません。

2. 株主への利益処分等

(1) 利益配分に関する基本方針および配当決定に当たっての考え方

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題と認識しております。利益配分につきましては、成長に応じた株主への利益還元と、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保とを勘案した上で配当政策を決定していく方針であります。現状において当社は成長過程にあることから、今後の事業拡大のための投資等に充当することにより企業価値を高めることが株主に対する利益還元につながると考えており、配当を実施しておりません。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡充を図るための有効投資に備えることを基本方針とし、これを将来の利益還元に資するために活用してまいります。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
1株当たり当期純利益又は 当期純損失()	254.30円	750.28円	2,192.50円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	102.5%	30.8%	21.0%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 当社は、平成16年12月14日付けで株式10株を1株にする株式併合を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書()の作成上の留意点について」(平成16年9月30日付大証上場第181号)に基づき、当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及計算を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
1株当たり当期純利益又は 当期純損失()	2,542.97円	750.28円	2,192.50円

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当新株予約権付社債（額面）		金1,000,000,000円	
払込金額		金1,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀雄	
	資本の額	96,307,750,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主および持株比率	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49% (注)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし (注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし (注)
	取引関係等		なし
	人的関係等		なし

(注) 資本の額、大株主および持株比率ならびに出資関係の欄は、平成19年2月14日現在のものです。

4. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

発行形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資（株式公開時）	平成17年9月15日	10,000株	100,000円

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
始値	450,000円	402,000円	108,000円
高値	628,000円	449,000円	248,000円
安値	257,000円	44,200円	107,000円
終値	391,000円	99,700円	172,000円
株価収益率	178.34倍	- 倍	- 倍

- (注) 1. 当社株式は、平成17年9月15日に株式会社大阪証券取引所ヘラクレスに上場しましたので、それ以前の株価は記載しておりません。
2. 平成19年12月期の株価については、平成19年2月16日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の普通株式1株当たり当期純利益で除した数値（少数第2位を四捨五入）であります。なお、平成18年12月期は、当期純損失が計上されているため、株価収益率は記載しておりません。また、平成19年3月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、予想当初転換価額を基準にしますと、6.1%になる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、本新株予約権が全て予想当初転換価額で株式に転換された場合に発行される株式数を直近の発行済株式数で除した数値であります。

本新株予約権が、全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は4.0%であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.1%であります。

予想当初転換価額：178,500円(平成19年2月22日の株価終値170,000円の5.0%アップ)

予想上限転換価額：267,750円(予想当初転換価額の150%)

予想下限転換価額：89,250円(予想当初転換価額の50%)

発行済株式総数92,515株(平成18年12月末現在)

(4) その他

本新株予約権付社債には、譲渡制限が付される予定であります。

また、本新株予約権付社債の割当先である日興シティグループ証券株式会社は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。

以上